



2020年11月13日

各 位

会 社 名 アジア航測株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川 紀一郎  
(コード：9233 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役経営本部長 迫 徹  
(TEL. 044-969-7230)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度を改定し、2020年12月17日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の理由

当社は、2017年12月14日開催の第70回定時株主総会において、第5号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」という。）、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

今般、当初決議の内容を以下のとおり一部改定（以下「本改定」という。）し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することなどをお願いするものであります。

本改定は、2020年11月13日に策定いたしました中期経営計画の内容、当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、本制度の目的を踏まえながら決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

#### 2. 改定の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年12月17日開催の第68回定時株主総会において、月額1千5百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

さらに、当初決議において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権総額を、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することをご承認いただいております。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度ごとに支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなりますが、支給される金銭報酬債権の総額につき当初決議より増額し、年額2億1千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と改定させていただきたく存じます。

また、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式総数は、当初決議において、当該金銭報酬債権の支給される年において年10万株（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。以下、株式数については本議案において同じ。）以内とすることをご承認いただいておりますが、これを当該金銭報酬債権の支給される年において年10万5千株以内と改定させていただきたく存じます。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以 上